

会議の名称	平成27年度第2回東村山市情報公開運営審議会				
開催日時	平成28年2月9日(火) 午後6時30分～午後8時15分				
開催場所	東村山市役所いきいきプラザ3階 情報研修室				
出席者及び欠席者	<p>●出席者：  (委員) 佐藤佳弘会長・臼井雅子委員・嶋田節男委員・古瀬礼子委員・松原きみ子委員  (市事務局) 當間総務部長・清水総務部次長・瀬川総務課長・湯浅情報公開係長・須藤情報公開係主事</p> <p>●欠席者： 中川勝委員・森聡委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	0名
会議次第	1 総務部長挨拶 2 議事 情報公開制度(平成27年6月～12月分)の運用状況報告 3 報告 ・情報公開条例の一部改正 ・情報公開運営審議会委員の公募結果 ・市ホームページのアクセスランキング				
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 湯浅・須藤 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227				
<b>会 議 経 過</b>					
<p>(1) 総務部長挨拶  皆さんこんばんは。本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。当市の情報公開制度につきましては、皆さんのお力添えにより最近は不服申立てもなく、安定した運営ができているものと考えております。  本日は、昨年に情報公開条例の一部改正を行いましたのでその説明をさせていただきます。忌憚のないご意見をお願いいたします。甚だ簡単ではございますが、これで挨拶とさせていただきます。</p> <p>(2) 情報公開制度の運用状況報告(平成27年6月～12月分)</p> <p>～配布資料「東村山市情報公開制度運用状況(平成27年6月～12月分)」により、当該期間の情報公開請求の状況を事務局から報告する～</p> <p>○湯浅情報公開係長  「情報公開請求件数」をご覧ください。平成27年6月から12月の累計です。「出された請求書の枚数」である「請求数」は26件で、うち、市民の方からの請求である義務的請求が16件、市外の方からの任意的申出が10件です。1枚の請求書で複数の課に請求できるので、所管課別でカウントした請求件数の方が多くなり30件です。  決定の内訳は、全部公開53.4%(16件)、部分公開40%(12件)、文書不存在による非公開が3.3%(1件)、書類は存在しますが公開できないという</p>					

非公開と存否応答拒否決定が0%（0件）、取下げが3.3%（1件）です。

情報公開請求の年間件数は、平成20年度の所管課別件数の151件をピークに、98、111、73件と減り、24年度から昨年度までは42件、52件、54件と50件前後が続いています。27年度も1月末時点で請求件数が37件なので、年間50件前後かと思えます。

「所管別内訳」をご覧ください。請求先の所管は議会事務局が4件と一番多かったのですが、おおむねばらけていて集中して請求がなされた所管はありませんでした。

次に情報公開請求の状況をご説明します。全公開のもの、部分公開であっても非公開部分が「法人の代表者印影」だけのものは説明を省略します。

まずNo.4は、幼児相談室と教育相談室の一元化に関する文書の請求です。幼児相談室は就学前のお子さんの相談を受けるところで子育て支援課の事業ですが、運営は以前から東村山市社会福祉協議会に委託しています。教育相談室は小中学生から18歳までのお子さんの相談を受けていて、市の教育支援課が直営で運営しています。どちらもいきいきプラザ内にあります。

市の方針として、28年度からこの二つの相談室を統合して、市の直営で0歳から18歳まで連続した切れ目のない支援体制を構築したいという考えがあり、27年度から関係機関との協議や検討のための部会が始まりました。協議のとりまとめは教育支援課が行っていて、「公開した文書名」のA～ケを部分公開しました。非公開にしたのは、検討部会のメンバーのうち社会福祉協議会の一般職員の氏名です。個人情報で非公開としました。

No.6は、富士見町で公共施設を建築したときのボーリングデータ等の公開を求めるもので、市外の事業者からの請求でしたが、請求後しばらくして不要になったとのことで取り下げされました。

No.7は、6月議会である陳情を採択するかどうかを審議した際に、採択に反対する討論をした議員がいて、不採択理由を述べているならその部分を公開してほしいというものです。請求があった時点で、6月議会の会議録は作成中でしたのでお見せできません。また、陳情を採択するかどうかを審議された6月25日の議会最終日の審議は、7月初旬に市ホームページに動画が載り、誰でも見られるようになったため、「ここから審議内容を確認することができます」と議会事務局から請求者にご連絡しましたが、「公開してほしいのは動画ではないので、会議録が公開できないならそう決定して通知をだしてほしい」とのお話で、作成中のため非公開との決定をしました。会議録ができる前に審議を録音したテープの視聴を請求することもできますが、請求者はそれは希望されませんでした。

この陳情は政策総務委員会で審査され、6月議会最終日の本会議に政策総務委員長から、委員会での採決では賛成多数で採択となったことが報告されています。その後、本会議での討論、採決となりましたが、採択に反対する討論を述べる議員はおらず、採決で賛成・反対の議員が同数となりました。同数の時は議長が可否を採決することになっていて、議長は二つの陳情ともに採決に反対したため、陳情は不採択と決定しました。請求者はこの最終日の状況を請求時点で既にご存じで、「陳情の採決にあたり反対討論はなかった、そのため作成中の会議録が完成しても不採択理由を述べた発言の記載はない」ということを非公開決定通知書に明記してほしいと希望がありました。これは事実のため、非公開決定通知書の備考欄にはその旨を記載してお渡ししています。

No.8は、昭和49年の中央図書館開館に向けて、市民の方や有識者の入った専門委員会が当時開かれていました。図書館について研究している方からこの時の会議録の公開請求があったものです。会議録は発言者の氏名が書かれている形式

で、発言者や意見書を出した方のうち公務員以外の委員の氏名は、会議から年月が経ち公開について本人の意思を確認できる状況ではないため、個人情報で非公開としました。

No. 9は、秋水園の焼却炉の建て替えについて、今後の工程表や27年3月議会以降請求日までどのような検討が行われてきたかがわかる文書の請求です。工程表については、「部分公開とした部分と理由欄」にあるとおり、建て替えるかどうかについて26～27年度で検討、28年度に方針策定予定で、請求時点ではまだ作成されていないため、文書不存在となりました。3月以降の検討文書としては、アからクの文書を公開しました。各地のごみ処理施設の視察や研究会に職員が参加した報告書で、このなかに宿泊施設の手配などを依頼した旅行代理店の担当者氏名が書かれたものがありましたので、この氏名は個人情報で非公開としました。

No. 13は、議員報酬を返上している市議について、返上額や報酬が返上されたときの市の対応、市が法務局へお金を供託したやり方などがわかる文書の公開を求めたものです。

供託とは、法令の規定に基づいて金銭や有価証券などを国の機関である法務局に提出して、管理を委ねることをいいます。市議が受け取りを拒否して市に返上された報酬については、そのまま市が受領してしまうと公職選挙法で禁じられている寄付行為に抵触するおそれがあるので、市はお金を法務局に提出して管理を委ねます。供託したお金は、市議本人が希望すれば法務局から受け取れますが、拒否を続けた場合は通常10年で消滅時効が完成し、国庫に入金されるということです。報酬返上については市議自らホームページやチラシで公表していますので、氏名も含め供託に係る一連の文書を公開しましたが、返上を申し出る書類等に押してあった市議の「印影」については、報酬返上の申出書に印を押すことが「市議としての職務遂行上の行為」とは言い難い面があるため、個人情報で非公開としました。

No. 15は、最初のNo. 6の請求者が、その後の検討経過を知りたいということで請求したもので、引き続き検討部会の報告書類等を公開しました。非公開部分はNo. 6と同じです。

No. 18は、秋水園リサイクルセンター建設工事において、工事施行業者から市に出された建設業退職共済制度加入届と施工体系図をみたいというものです。市はこの工事を協和エクシオという業者に発注していて、協和エクシオの下に2社、下請けとして協和エクシオと工事請負契約を結んだ会社が入っています。

建設業退職共済制度について説明しますと、建設業の事業主が加入する「独立行政法人勤労者退職金共済機構」（以下、「機構」という。）という機関があって、建設現場で働く労働者の退職金制度をここで運営しています。事業主は、労働者が働いた日数に応じて機構が発行する「共済証紙」という1日券と10日券があるものを銀行などの窓口で購入し、労働者が持っている共済手帳に貼ります。労働者は、事業主が変わっても働くたびに手帳に共済証紙を貼ってもらうことで働いた日数を全部通算でき、その日数に応じて機構から退職金が支払われる仕組みになっています。公共工事ではこの共済証紙を購入する金額も市が支払う工事費に含まれています。請求者はこの工事に係った会社が共済証紙をきちんと購入しているかどうかを調べるために公開請求したとおっしゃっていました。

退職共済制度加入届と請求されていますが、「市にあるのは協和エクシオから市長あてに出された共済証紙購入状況報告書で、これはリサイクルセンター建設工事に関して、いつ何枚の共済証紙を協和エクシオが購入したかが書いてある掛金収納書が貼付されているものだけです」とお話ししたところ、それを公開して

ほしいとのことでした。掛金収納書に共済証紙を購入した銀行の出納員氏名が入っていたため、そこは個人情報で非公開にしています。

No. 2 2は自衛官募集事務に関する文書の公開請求です。5年保存分の書類を部分公開しました。市が行う市報への募集記事掲載、会議への出席交通費などの自衛官募集事務にかかる費用については国から委託費が支払われるため、毎年その額を確定するための実績報告を作成したり、振込先口座を届け出たりしています。また、市内在住者から入隊予定者が出たときは、市長と市民部の部長、次長、自衛隊関係者等が出席する激励会が北庁舎などで開かれています。これは自衛隊の方が司会進行を務める会です。激励会の報告書も公開しましたが、書かれている入隊予定者とその母親、自衛隊父兄会の方の氏名などは個人情報で非公開にしました。また、自衛官募集相談員について記載があったのですが、これは自衛隊志願者に関する情報提供や広報などの業務をボランティアで行う民間人です。自衛隊のホームページ等でも名前がでていない方でしたので、募集相談員の氏名・職業等も個人情報で非公開にしました。

「公開した文書名」欄の58番の文書、これは、住民基本台帳法第11条に「国や地方公共団体は、法令で定める事務の遂行に必要な場合は、住民基本台帳の氏名・性別・生年月日・住所の閲覧を請求できる。」旨の定めがあるのに基づき、年に数回、自衛隊の方が住民票の閲覧を申請してきます。18歳になる市内在住者に自衛官募集の案内等を送ることが目的で、氏名、生年月日、住所、性別を閲覧、転記していきます。誰を転記したかについては市に閲覧リスト転記表を書いて出さねばなりません。この転記表の住所と氏名は、個人情報で非公開にしました。

No. 2 4はスポーツセンターの指定管理者から出された事業計画書と報告書の請求です。指定管理者の事業計画書は原則公開していて、従業員の氏名のみ非公開にしました。報告書は、従業員の氏名とメールアドレス、利用者の氏名、スポーツセンター運営協議会の利用者代表委員の氏名を個人情報で非公開にしました。また、指定管理者の取引先金融機関名、修繕工事等の契約先業者名は法人の内部情報のため非公開にしました。

No. 2 5は、「議会運営委員協議会」という会議の成立日や会議を非公開にしていることなどについて、なぜそうなったのか経過を知りたい、また、1年分の開催のお知らせをみたいという請求でした。同じような名前の会議に「議会運営委員会」という会議がありまして、これは地方自治法第109条を根拠にした議会の中の法定委員会です。会期の設定、議案・請願等の取り扱いなど議会運営に関する事項について調査を行う場であり、11人の市議が委員になっています。委員氏名は市ホームページで見られます。

「議会運営委員協議会」の方は、「議会運営委員会」のメンバーに正副議長を加えた構成で、議会事務局からの情報提供や会の進め方を相談したり、委員間での意見交換などを行う非公式の場です。設立の根拠となる法律や規定はありません。議会という性質上、事前の調整や政治的な理由などから公にすることが望ましくない内容の打ち合わせなどもあり、議会運営委員会の事前の調整といった意味合いがあるとのことでした。ただこの会議に決定権はありませんので、何かを決定するには本会議等に諮られて裁決される必要があります。

「議会運営委員協議会」はこのような場であるため、成立日や成立過程、会議の非公開、会議録不作成を決めた経過などの記録は作っていないという議会事務局の説明があり、文書不存在によりこの部分は非公開となりました。会議の開催のお知らせについては、議会事務局が作成している開催日程と協議事項名を記載したレジュメがありますので、それを公開しました。

No. 2 6は、有料駐輪場の指定管理者選定に係る文書の請求です。すべての書類

ということで「公開した文書名」の欄も3ページにわたります。一つ目が、選定で2位以下になった事業者から出されたアからサの書類です。これは応募時に出された書類になります。「オ.事業計画書」については、弊社ならこの施設の運営をこのように企画してできますよという提案内容が書かれたものですので、法人の事業運営上のノウハウが含まれた著作物になります。公開すると提案内容を他社にまねされるおそれがありますので、法人情報で非公開にしています。また、ク、ケの役員名簿や法人の印鑑登録証明書に書かれている役員の略歴や生年月日などを個人情報で非公開にしました。これは1位になった事業者についても同様です。登記簿で誰でも見られる役員の氏名と代表取締役の氏名・住所は公開しています。

二つ目に公開したのが、指定管理者になったサイカパーキング株式会社のアからシの書類です。サの法人の納税証明書については、税の未納がないことが応募条件としてしていますので、未納額の欄は公開しましたが、納付額は法人の財務状況に密接な関係をもつ情報であり、公開すると経営状況を推察されるおそれがあること、納税証明書は法人の代表者の委任状がなければとれないという内部管理情報であることから、法人情報で非公開としました。2位以下の事業者から出された納税証明書も同様です。また、確定申告書に書かれた「会社の税理士や経理責任者の氏名」、申告書の添付書類である「同族会社等の判定に関する明細書」のなかの「株主等の氏名・住所、保有する株式数や出資金額等」も個人情報または法人情報で非公開にしています。

次のページの3, 5, 6の文書では、「市職員以外の選定委員会の委員氏名、応募事業者の担当者氏名」を個人情報で非公開としました。さらに次のページを見ていただいて、2のオの文書というのは1位事業者の事業計画書で、これは原則公開しますが、事業者からこの部分はノウハウにあたるので非公開としてほしいと申し出があった「駐輪場の管理員の配置や指定管理料の収支計画の内訳額など」は、事業者の意見を参考にノウハウに該当するかを市で判断し、該当箇所は法人情報で非公開としました。3の選定委員会の会議資料のなかにも、1位事業者含め応募事業者のノウハウにあたる部分があり法人情報で非公開にしています。

次のページも選定委員会の会議資料等のなかの非公開部分です。2位以下の応募事業者について、何位がどの事業者なのかがわかる部分と、各事業者の評価項目ごとの得点は、法人情報で非公開としました。つまり選定結果は、1位のみサイカパーキングと名前が出て、2位以下の応募者名は黒塗り、総合得点と、提案事項と財務計画のそれぞれの合計得点は1位から最下位まで公開したということです。ちなみに指定管理者の議決時に議会資料として公表されたものが情報コーナーで見られるのですが、その一部を本日お配りしています。2位以下の事業者名は公表されていませんが、点数等は細かく公表されています。後ほど参考にご覧下さい。また、選定委員が付ける評価表のうちの点数の掛け率、これはどの項目をどの程度重視して点数をつけているかがわかるため、公表すると次回以降の選定時に評価点の高い項目ばかり力を入れた内容で提案してくるなど、応募事業者の本来の事業実施レベルが見えづらくなる恐れがあるため、行政運営情報のエに該当して非公開にしました。

なお、不服申立てが出されたものはありませんでした。運用状況の報告は以上です。

○佐藤会長

それではご意見はございませんか。

○嶋田委員

先日、議会報告会に出席したときに、議会に陳情を出された方がいらして「陳情はまず委員会で議論して裁決を行う。その際に委員会では賛成や反対の理由を述べるが、本会議のときは理由を述べないで裁決を行う。」と言っていた記憶があります。おそらく委員会での採決に基づいて本会議で採択をするというプロセスを踏んでいるかと思いますが、そうすると採択の理由は、委員会の会議録に書かれているのではないのでしょうか。請求者に委員会の会議録をご案内すればよかったですのではと思いました。

○湯浅情報公開係長

No. 7に係る陳情は政策総務委員会に付託され、賛成議員と反対議員がそれぞれ意見を述べているところが委員会の会議録に載っています。会議録は情報コーナーと市ホームページでみられるようになっています。請求者は既に委員会でのやりとりはご存じでした。

○嶋田委員

請求者は政策総務委員会での採択理由は理解されていて、確認のため情報公開請求されたという理解でいいのでしょうか。

○湯浅情報公開係長

請求者は本会議も傍聴されていたので、反対討論をした議員がいなかったこともご存知でした。その旨を決定通知書に記載してもらいたいというご希望でした。また、陳情を本会議で採決するときは、賛成や反対理由を述べる場合も述べない場合もあります。

○佐藤会長

おそらく、請求者は裏付け資料を持っておきたいという理由から請求されたのだと思います。

○臼井委員

嶋田委員がおっしゃりたかったことは、行政不服審査法でいうところの教示という制度のことだと思います。情報公開条例の趣旨からして公開請求に依らなくても請求した書類以外で欲しい情報を確認できる手段があれば、積極的に教えた方が良いという意味だと思います。

○湯浅情報公開係長

市民の方は、ご自分の求める情報がどこに載っているかご存じでないことが多いので、情報公開請求に依らなくてもその情報を確認する手段があれば、こちらからご説明するようにしています。

○佐藤会長

No. 1 3で「返上された議員報酬を市の窓口は黙って受領したのか、理由を示して受領を拒否したのか」、「受領を拒否した場合、相手の反応は」と市職員と市議の対応の様子を記録した公文書を請求していますが、そういったことは市の記録に残すものではないのではないですか。

○湯浅情報公開係長

公文書に返上時のお互いの反応といったことは書いていないので、請求者には請求時に「そういう記載は公文書にはありません。」とお伝えしています。

○佐藤会長

No. 2 5は、「文書不存在」という理由で非公開としているので、「決定内容」欄も「非公開（文書不存在）」という表記になると思います。

○湯浅情報公開係長

非公開の後に「(文書不存在)」が抜けていました。後ほど訂正します。

○臼井委員

「議会運営委員会」は、市議会規則等に基づいて設置されているのでしょうか。

○湯浅情報公開係長

「議会運営委員会」は地方自治法に根拠があり、法的に位置づけられている委員会です。東村山市議会委員会条例にその設置や委員定数や任期が明記されています。一方「議会運営委員協議会」は、その前段の委員同士の打合せの場であると議会事務局から説明がありました。

○臼井委員

「議会運営委員協議会」には、運営規則すらないのですか。

○湯浅情報公開係長

ありません。請求者に公開した文書に「東村山市議会運営マニュアル」があります。これは議員は持っていますが一般には公開されていない文書ですが、この中に「議会運営委員協議会」について記載されているページが何か所かあります。ただ、成立に係ることや会議録等のこれまでの経過がわかるようなことは書かれていません。

○當間総務部長

「議会運営委員協議会」は、あくまでも「議会運営委員会」に向けた議員の方々の事前調整の場のため、会議録を作成していません。

○臼井委員

国会と同じく議会議員には自律権が認められているであろうと解釈できるので、「議会運営委員協議会」は自律権の範囲内での議員活動だとみなし得るという解釈だと思います。

○湯浅情報公開係長

市議会は以前と比べて、議会報告会を行うなど情報をどんどん公表するようになっています。市民の方から「議会運営委員協議会」について公表を求める要望があったりすると、市議会自ら協議会のあり方について議論されるかもしれませんが、現状は非公式な会議です。

○佐藤会長

正式な委員会の前段階で行う非公式の会議で、ある程度審議の方向性が決まってしまう記録には残さないという点がいかににも日本的だと思います。

(後日補足：議会事務局に確認。「議会運営委員協議会」は議事日程の確認など議会の運営方法について議論する場であって、事前に審議の方向性を決めていないわけではありません。)

○佐藤会長

No.26で、指定管理者の選定でプロポーザルに参加した事業者名が公表されることに驚きました。

○湯浅情報公開係長

当市よりさらに公開範囲を広げて、参加事業者名だけでなく、選定結果も1位から最下位まで事業者名を公表している自治体もあります。もちろん公表されることを事前に同意した上で事業者は応募しています。

○嶋田委員

平成17年の当審議会で三鷹市の情報公開制度運用実績報告書の資料をいただき、それには過去5年分の請求件数や所管別件数等の推移が書いてあります。当市でも5年分の推移を市ホームページに載せていますか。

○湯浅情報公開係長

市ホームページの「情報公開制度の運用状況」のページに、条例施行の平成11年度から年間の請求件数と全部公開・部分公開・非公開等の件数を表にして

のせています。

○嶋田委員

どの所管に何件請求あったのか、その表からわかりますか。

○湯浅情報公関係長

所管別までは市ホームページに載せていないかと思います。(後日補足:「情報公開制度の運用状況」のページに運用状況報告書をPDFデータで載せており、こちらを開くと所管別の請求件数内訳が見られるようになっています。)

○嶋田委員

所管別になった請求件数内訳を遡って見られると、東村山市では情報公開請求がどういう分野に出されてきたのか経年変化がわかります。5年刻みくらいでよいと思いますのでホームページに載せられたらどうかと思います。

○臼井委員

所管別になっているとその当時市民の方がどの分野に関心があったのか傾向がわかるので、今後、市が計画や施策を立てるときの資料にも使えるのではと思います。

○湯浅情報公関係長

請求の過去データは保存しているので作成は可能です。

○佐藤会長

市ホームページで所管別の経年変化が見られるよう更新したときは、当審議会に報告をお願いします。

### (3) 報告

#### ・情報公開条例の一部改正

A3横の資料をご覧ください。27年度の9月と12月議会で改正した条例を左右で新旧を見比べられるように載せています。

まず、9月議会で改正した内容について第6条第2号ウの改正部分をご覧ください。

「独立行政法人等」とは何を指すのかを定義する法律を、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」から「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に変更しました。この二つの法律が指す「独立行政法人等」の中身はほぼ同じですが、独立行政法人情報公開法のみ、「新関西国際空港株式会社」も「独立行政法人等」に含めています。当該株式会社の役員・職員の個人情報が書かれた公文書を保有する可能性は低いと思いますが、もし保有した場合は、「役員等の職及び職務遂行の内容に係る部分」は公開することが適当との考えから、法律を変更したものです。

次に第12条の改正です。公文書の公開請求があったときは、「請求があった日から起算して14日以内に諾否の決定を行い、その旨を請求者に通知しなければならない。」となっているなかの「起算して」を削除しました。「起算して」がある場合は、請求当日を含めて14日以内に諾否の決定をするという意味になりますが、民法第140条の「日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。」という「初日不算入の原則」にならば、請求当日は含めずに翌日から期間を計算する形に変更したものです。これにより、実施機関が諾否の決定をする締切日が実質1日伸びました。なお、行政機関情報公開法、東京都情報公開条例ともに「起算して」の文言は入っていません。

左側の12条第1項をご覧ください。請求書の記載に漏れ等があり補正を求め



た場合は、その補正に要した日数は14日に算入しないという文言を追加しました。これは今までもそう運用していたのを明記しました。さらに、14日以内に行うのは「諾否の決定まで」であり、請求者への通知はその後に行うことが明確になるよう、諾否の決定の通知については第2項へ独立させました。もともこのように運用していますが、これまでの条文は「諾否の決定の通知をするところまで14日以内」と解釈されるおそれがあったため改正したものです。

第14条で定めているのは、公開請求のあった公文書に請求者以外の第三者に関する情報が書かれているときに、当該第三者に「あなたの個人情報に公開請求に該当する公文書に記載されていますが、公開・非公開についてどのようにお考えですか。」と照会し、公開に関する意見書を市に提出する機会を与えるという「第三者照会」の手続です。第三者からの意見書を参考にすることで、より慎重かつ公正に公開・非公開の判断を行うことを目的としています。改正は、条例の文言を行政機関情報公開法、東京都情報公開条例と合わせるために行ったもので、運用はこれまでとほぼ変わりません。

変更は1点、意見書が出された後に市が第三者の情報を公開すると決めたときは、その旨を第三者に通知した日から公開日までに20日置く規定になっていた（旧第15条第4条）ところを、「公開に反対の意見書が出されたときのみ」20日置くとした点です。新しい第14条第2項で、第三者の方から「私は自分の情報を公開されるのには反対します」と反対の意見書が出されたときだけ、20日置くと規定しました。もともこの20日は、「私は自分の情報を公開されるのには反対します。」という第三者からの意思表示があったけれども、市は「非公開にすべき妥当な理由ではないので、あなたの情報を公開します。」と決定したときに、市は当該第三者に公開する旨の通知書を出します。当該第三者がそれは納得できないというときに、公開日までに不服申立てや公開決定の取消訴訟を提起するための期間として設定したものです。「公開して問題ない。」という意見書だったときは、公開まで20日を置いて請求者を待たせる必要はありません。このために改正したものです。

次に第18条の改正です。情報公開条例第2条第3号で「市民等」を「第5条の規定により公文書の公開を請求できるものをいう。」と定義しており、第5条では、市内に住所を有する者のほか、市内在勤・在学者、市内に事務所を有する個人や法人等を「公開を請求できるもの」として挙げています。情報公開運営審議会の委員には、第5条の広い意味での市民ではなく「市内在住者」を想定しているため、そのように改正したものです。

ここまでの改正は、同時に改正した個人情報保護条例の施行日に合わせて、番号法の施行日である平成27年10月5日から施行しています。

次に12月議会で改正した第17条についてです。行政不服審査法が改正されたことに伴い文言変更等を行いました。まず、不服申立ての種類として「異議申立て」、「審査請求」の2種類あったものが「審査請求」に一元化されたため、「不服申立て」の文言を「審査請求」に変えました。

また、新行政不服審査法では「審理員制度」というものが導入されました。これは、審査請求が起こされた処分（例えば保育園への入所不承認決定）とは無関係の所管の職員が「審理員」となり、「審理員」の主催する審理手続のなかで、審査請求人（市民）と処分庁（元の決定を行った実施機関。この例では市長（子ども育成課））がそれぞれの主張や証拠提出を行うというものです。審理員は審理手続を終えたら「審査庁がすべき裁決に関する意見書」を作成し、審査機関である「審査庁」（通常は法務課。）に出します。意見書を受けた審査庁は原則、中立的な第三者機関である「行政不服審査会」に諮問し、答申を得て、審査請求に

対する裁決を出すという仕組みです。これまでよりも審理の公平性が向上することを目指した仕組みになっています。

ただし、情報公開の決定に関する審査請求には以前から「情報公開・個人情報保護不服審査会」という第三者機関に諮問する仕組みがありますので、条例第17条第2項で「審理員制度」の適用はしないと規定し、これまでどおり「情報公開・個人情報保護不服審査会」に諮問します。A4の図をご覧ください。上下でこれまでの制度とこれからの制度が図解してあります。上が今の制度、下が開始後の制度です。これまでは、諮問の際は実施機関の主張を「意見書」という名前で行政不服審査会に出していましたが、今後はそれが「弁明書」という名前が変わります。

また、異議申立てから審査請求に変わったことで、これまで無かった「審査庁」（原処分とは無関係の課になる。原則、企画政策課の予定。）が、審査請求人と処分庁の間に入ります。審査手続を主宰し、行政不服審査会へ諮問したり答申を得て裁決をするのが、これまでの処分庁から審査庁に変わりました。公平性の向上を目的にこのような法改正がなされたものです。

この改正の施行日は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日である平成28年4月1日からとなっています。条例改正については以上です。

○佐藤会長

何かご意見はございますか。

○臼井委員

情報公開・個人情報保護不服審査会の事務局である法務課、審査庁となる企画政策課、これらの課に対する不服申立てがあった場合は、事務局等を別の課に変更するのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

あらかじめ厳密に決めている訳ではありませんが、もしこの二つの所管に対して情報公開請求に係る不服申立てがあったときは、関係所管が審査に携わるわけにはいかないので、別の所管に審査庁等をお願いする形となると思います。

○佐藤会長

審査会をまた別に設置するということになるのでしょうか。

○當間総務部長

情報公開・個人情報保護に係る処分に対する審査請求は、今までと同じ情報公開・個人情報保護不服審査会で審理します。それ以外の処分、たとえば「課税処分に対する審査請求」は、行政不服審査会という新たな審査会を別に設置する形となります。

○松原委員

二つ設置されるということでしょうか。

○當間総務部長

情報公開・個人情報の開示等の処分に係る審査請求に特化した情報公開・個人情報保護不服審査会（既存のもの）のほかに、他の分野で審査請求があったときに審査を行う行政不服審査会を新たに設置します。

○臼井委員

第18条第5項「市内に住所を有する者」とありますが、ここに国籍条項は入ってますか。

○湯浅情報公関係長

入っていません。

- 臼井委員  
外国籍の方でも情報公開運営審議会委員になれる可能性があるということでしょうか。
- 湯浅情報公関係長  
はい。ただ会議は日本語で行うので、日本語が話せる方が条件となります。
- 佐藤会長  
行政不服審査会について再度確認したいのですが、行政不服審査会が答申を出し、それに基づいて裁決を行い、審査請求人である市民に通知されますよね。それで決着がつけばいいのですが、やはりまた不服申立てをしたいというときは、同じ不服審査会をもう1回やることになるのでしょうか。
- 當間総務部長  
情報公開、個人情報保護条例に基づく処分では再審査請求は認められていないので、訴訟に移ります。
- 臼井委員  
情報公開・個人情報の開示等以外での処分であれば再審査請求ができる場合がありますが、情報公開条例に基づく場合はできないという理解でいいのでしょうか。
- 當間総務部長  
その通りです。生活保護法など法律で特に定められている場合に限り再審査請求ができますが、情報公開・個人情報の開示には法律の特別な定めはありませんので再審査請求はできません。
- 臼井委員  
法改正され、市民の方も迷いそうですね。
- 湯浅情報公関係長  
かなり内容が変わったので、職員向けに法務課が何回も研修をしています。
- 臼井委員  
情報公開・個人情報開示に係る処分の不服申立てなのか、それ以外の処分に係る不服申立てなのかの判別が難しいケースはありえますか。
- 湯浅情報公関係長  
情報公開・個人情報開示等の不服申立てでは、まず公開等の請求が出て部分公開や非公開の決定をした後に不服申立てが出される流れなので、不服申立ての前にどういう処分がなされていたかをみれば判別できます。  
何らかの処分に対する苦情のなかに「情報の公表が不十分だった。」というご意見が入ってくることはありますが、それは不服申立てとは別の話になります。
- 當間総務部長  
実際の業務の中では、不服申立てという形式で出されたものの、中を読んでいくと処分に対する不服申立てというよりは苦情に近いものがあります。その場合どうするかというと、市側で判断せず、期間を定めて審査請求人に審査請求書の補正をしてもらいます。市に求める内容をはっきりしてもらった上で受付けるのか、却下するのか検討します。補正を拒否された場合は却下となることも予想されます。

#### ・情報公開運営審議会委員の公募結果

- 須藤情報公関係主事  
昨年の12月1日号市報と市ホームページで委員1名を公募し、久米川町在住の55歳女性と富士見町在住の66歳男性から応募がありました。「情報の公開や個人情報の保護について思うこと」をテーマにした作文を出していただいて、作

文審査の総得点で40点満点中女性が26点、男性が31点となり、男性が委員候補に選定されました。この方に委員を委嘱しますという起案の市長決裁がまだ済んでいませんので確定情報でないことから、お名前の公表は控えさせていただきます。3月1日号市報と市ホームページに公募結果として新委員のお名前が載る予定です。

○佐藤会長

何かご意見はありますか。

○臼井委員

作文審査は誰が行ったのですか。

○須藤情報公関係主事

総務部長、総務部次長、総務課長、経営政策部次長の4名です。

○臼井委員

市によっては情報公開・個人情報保護不服審査会の委員に審査をお願いするところもあるそうです。

○佐藤会長

面接審査はしましたか。

○湯浅情報公関係長

今回は作文審査のみです。

○佐藤会長

皆さんにお聞きします。本審議会は夜の時間帯で開催していますが、夜の方がご都合よろしいのでしょうか。昼間の方がご都合がいいということでしたら、開催時間を検討したいのですが。

～一同、夜の時間帯の方が都合がいいと回答～

○湯浅情報公関係長

他の審議会で日中に開催している会議もありますが、委員の方が日中お仕事をしているなどの理由で夜に開催することが多いです。

#### ・市ホームページのアクセスランキング

○湯浅情報公関係長

2015年の4月、8月、12月のコンテンツページのアクセスランキングについてご報告します。

季節によってアクセスが集中するページがかなり変わることがわかります。年度末は、市の窓口業務・開設時間やごみ関係のページへのアクセスが増えています。夏になると一転して、お祭りやプール情報のページにアクセスが集中しています。4月は市議・市長選がありましたので、選挙の投票状況へのアクセスが多くなっています。また、4月は引っ越されてきた方が多いので、グリーンバスの路線図や窓口業務・開設時間のページへのアクセスも多くなっています。

○臼井委員

職員採用ページへのアクセスも増えていますね。東村山市の職員採用試験は9月ですか。

○當間総務部長

9月です。

○嶋田委員

インターネットマーケティングの手法の一つに、月別と年別のアクセス数から市民のニーズを把握する方法があります。そのニーズを職員同士で共有し、職員と市民の認識のずれをどう認識していくかが重要です。また、アクセスがほとんどないページもあるかと思うので、そういう所管をどう激励していくのかマネジメントの観点からみると重要です。ホームページ作成の努力が報われているという実感を職員に感じてもらいたいと思います。

○佐藤会長

市ホームページへのアクセス数をみると、市民の方々の興味関心がどの分野にあるのか見えてくると思います。そうすると、SNS等でこちらからその分野に係る情報を配信する手段が使えるので、活用した方がいいと思います。

○嶋田委員

プッシュ型（売り手からの売込み型）とプル型（買い手が能動的にアプローチする方法）を上手く組み合わせて、情報を発信した方がいいと思います。

○湯浅情報公開係長

市の **Twitter** では市議会や防災関係等の情報を配信しています。**Twitter** ではフォロー間でやりとりができますが、市の **twitter** は情報を配信するだけです。

○臼井委員

公的なアカウントだとフォロー数を増やさないのので、配信方法は問題ないと思います。

○嶋田委員

ソーシャルメディアの活用には限界があるかと思いますが、若い職員のメンバーでSNSでの発信方法について提案していかれたらどうでしょうか。たとえば、社会福祉協議会にある「ころころの森」では、SNSでの関連情報の配信や子育てに役立つ掲示板等があるそうです。子育てをする母親同士でネットワークが広がっています。

○臼井委員

市と市民で相互でやりとりをする場合は **Facebook** の方がいいと思います。

(4) その他

○嶋田委員

会議の公開指針の実施状況はホームページに載せていますか。これは会議録の品質がチェックされているということを示す重要な資料だと思うので、ホームページへの掲載を検討されてはどうかと思います。

○湯浅情報公開係長

当審議会の会議資料としてホームページに載せていたかと思いますが、載せていたとしてもその場所までたどりつく市民の方はあまりいないと思うので、更に周知する場合は掲載場所を検討する必要があると思います。

○嶋田委員

以前にホームページから寄せられる自由意見の報告をしてもらったと思いますが、ホームページの評価や自由意見についてもこの審議会で1年に1回くらい報告してもらえればと思います。（後日補足：平成23年度第1回審議会にて、「総務課作成のページに寄せられた評価と自由意見」を報告している。）

○湯浅情報公開係長

ホームページ閲覧者から各課に寄せられる「この情報はお役にたちましたか」「このページに対するご意見」については広報広聴課が担当所管で、毎朝各所管

宛てに「『このページに対するご意見』から昨日はこういう意見がありました」と広報広聴課から連絡がきます。自由意見等欄は連絡先を書くようにはなっていないので、個人的な問い合わせではなく「このページの記載がわかりにくい。」とか「なぜこの情報について載っていないのか。」といったご意見が寄せられます。そうするとページを修正したり情報を追加したりして対応しています。これまでに総務課に来たご意見を確認して次回以降報告します。

○佐藤会長

他にご意見はありますか。

○湯浅情報公関係長

1 2月議会で条例を改正したので、それに合わせて規則も改正作業中です。規則改正の決裁が終わりましたら手引の改訂に取り掛かり、4月以降にお配りしたいと考えています。内容について何かご意見があれば今月中までにメール等でいただければ幸いです。

○佐藤会長

他にご意見等がないようなので、閉会とします。

以上